



New Zealand – Investor Plus (Category 1)

目的: ニュージーランドにて3年間、NZ\$1000万以上の投資を継続することにより永住権を取得するビザとなります。

期間: はじめに許可された場合3年間発給され、その後、規定金額以上の投資を継続し、一定期間以上滞在期間を満たした後、正式に永住権が発行されます。永住権取得後は投資した1000万ドルは償還されます。

審査期間: 現在3か月(公表)。ニュージーランド本国(ウェリントン)にある移民省内 Business Migration Branch へ申請

<おもな審査のポイント>

1. 年齢

要件ありません

2. 英語力

要件ありません

3. ビジネス経験

要件ありません

4. ニュージーランドへの投資額

最低 NZ\$1000万以上の投資を3年間継続可能である事。

5. 資産

要件ありません

6. 扶養家族の英語力

要件ありません

7. はじめのビザ発給後の必要滞在日数

ニュージーランドにて必要滞在日数:*3年間投資期間中、合計88日以上居住している事

*投資額の25%以上を「国債」以外に投資している場合、上記優遇が可能。

または

2年目以降各年44日滞在することで満たす事が可能です。

8. 健康診断・人物審査

健康診断および人物審査をみたしていること

<資産として証明できるもの>

資産証明は原則公認会計士や適切な媒体(銀行など)による作成が有効です。
証明発行日から3カ月間有効であり、この間にビザ申請が必要です。

1. 資産証明

現金

銀行通帳や残高証明.

不動産

不動産登記

株式や債権

株式名義証明やレポート

ブローカーや公認会計士作成による現在の株式や債券の市場価格レポート証明

ビジネス

公認会計士作成によるビジネスの所有権や会社の株式保有に関する書類(ローンや債務などの詳細含め)

その他の資産- 金など

所有名義証明や市場価格の証明

2. 所得や資産利益の証明

給与やボーナス

個人確定申告や納税証明書・給与明細・在職証明・所得証明する為の金融機関残高証明など

ビジネスによる収益や株配当

ビジネスの財務諸表・ビジネスの所有権や株式保有証明・株配当利益を確認する為の金融機関残高証明など

不動産

不動産の資本増加証明(現在の不動産評価に準じる、又は売却した場合は販売価格)など不動産利益を取得している証明-
銀行残高証明など

投資関連

銀行の証明や投資履歴による利益を確認できる書類

相続

弁護士作成による(遺言の)検認や相続の証明書類

寄付

寄付の証明や寄贈者がこれらの資金を法的に取得したという証明

<ニュージーランド投資として認められるもの(NZ\$1000万)>

基本、フレキシブルに商品を選択可能ですが、投資額の25%以上を国債以外の形で投資する必要があります

- ▶ 通常の下況下で商業的利益をもたらすもの
- ▶ 申請者が私的に利用するものではないもの
- ▶ ニュージーランドドルでニュージーランドに投資するものでニュージーランド関係法において法令順守している企業や合同運用ファンド
- ▶ ニュージーランド経済に潜在的に貢献するもの
- ▶ 以下のような商品に投資するもの:
 - ニュージーランド政府や自治体によって発行された債券
 - ニュージーランド証券取引所(NZDX)で取引されているニュージーランド企業の社債
 - BBB 以上または国際的格付け会社(スタンダード&プアーズなど)による同等のレート以上のニュージーランド企業の社債
 - ニュージーランド企業の株式(上場または非上場の合同運用ファンドを含む)
 - ニュージーランド登録銀行にて発行された債権
 - ニュージーランド登録銀行にて発行された株式
 - 居住用不動産開発*
 - 金融企業の債券

*不動産開発: リノベーションや増築などは含まず、新規による不動産開発が対象となり、不動産開発会社への投資などが含まれる。

詳細: <http://glossary.immigration.govt.nz/acceptableinvestment.htm>

ニュージーランド本国において金融機関、ニュージーランド資格保有公認会計士や弁護士、との連携により弊社は皆様のお手伝いを実施しております。各提携事務所は審査先となるニュージーランド移民省 Business Migration Branch との友好的な関係を築いています。ご相談はお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ AOM Visa Consulting 〒105-6033 東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー33F
e-mail: info@aom-visa.com ホームページ: <http://aom-visa.com>
Tel 03-4540-6305 Fax: 050-8885-9318